

(平成25年8月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月

私は、昭和44年4月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、集金人が私の国民年金手帳を持って家に来たが、毎回、男の人が家に来るのが嫌なので、遡って一括して昭和43年度分の国民年金保険料を、その場で集金人に納付した。集金人は、申立期間の昭和43年3月分の保険料も納付してもらいたいと言ったので、私は言われるままに12か月分と当該期間の1か月分の計13か月分を納付した。

私が上記の13か月分の国民年金保険料を集金人に渡した際に、集金人は、国民年金手帳の昭和43年度のページに検認印を押していたが、申立期間の昭和43年3月の欄に検認印を押すのをためらい、「後日、領収書を送ります。」と述べ、申立期間に検認印は押さなかった上、領収書も送られて来なかった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、後日、家に来た集金人に昭和43年度分の国民年金保険料及び申立期間の昭和43年3月分の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、44年3月頃と推認できることから、その時点で当該期間は保険料を過年度納付することができる期間である上、申立人の所持する国民年金手帳には、「昭和44年3月20日発行」の記載が確認でき、昭和43年度の国民年金印紙検認記録欄には、「44.4.23」の検認印が押されていることが確認できることから、申立内容と一致

する。

また、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付し、前納及び追納を行っている期間も確認できるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、当該期間は1か月と短期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 15 年 10 月 1 日まで  
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低く記録されている。申立期間の一部の給与明細書等を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成 7 年 4 月から 8 年 10 月まで、同年 12 月から 10 年 6 月まで、同年 8 月から同年 11 月まで、11 年 1 月から同年 5 月まで、同年 7 月から 12 年 11 月まで、13 年 1 月から 14 年 1 月まで、同年 3 月から 15 年 9 月までに係る給与明細書には、申立人が標準報酬月額 38 万円に見合う給与の支給を受け、同額に見合う厚生年金保険料の控除がされていた旨が記載されている。

また、申立人は、平成 8 年 11 月、10 年 7 月、同年 12 月、11 年 6 月、12 年 12 月及び 14 年 2 月の給与明細書を所持していないものの、これらの月の前後の月に係る給与明細書には、上記のとおり、標準報酬月額 38 万円に見合う給与の支給を受け、同額に見合う厚生年金保険料の控除がされていた旨が記載されている上、元事業主から提出のあった 13 年、14 年及び 15 年に係る年末調整社内一覧表に記載された厚生年金保険料額は、当該年の標準報酬月額 38 万円であったとして計算した厚生年金保険料額

と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記の給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和23年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月30日から24年1月7日まで  
私は、昭和14年7月にA社に入社し、その後63年1月末まで継続して同社に勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の日記及び証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社D工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同僚の日記の記載内容から判断すると、A社D工場から同社C工場への異動日は、申立人が主張する昭和23年11月30日であったと考えるのが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和24年1月の社会保険事務所（当時）の記録から2,100円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで  
夫は、昭和54年1月にA社に入社し、55年2月にグループ会社のB社を退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和54年11月1日に、A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和54年10月1日の定時決定の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)が



これを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで  
夫は、昭和54年9月にA社に入社し、55年1月にグループ会社のB社を退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和54年11月1日に、A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年9月の社会保険事務所(当時)の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同

年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月20日は7万2,000円に、19年7月20日は20万7,000円に、同年12月10日は43万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年7月20日  
③ 平成19年12月10日

A社に勤務していた期間に支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず厚生年金保険の記録が無い。調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人及びA社から提出された賞与明細票において確認できる賞与総支給額から、申立期間①は7万2,000円、申立期間②は20万7,000円、申立期間③は43万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、A社から提出さ

れた申立期間に係る賞与一覧表から複数の同僚に賞与の支給及び保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年2月1日から同年3月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A社C事業所において昭和36年2月1日に資格を喪失し、D社（現在は、B社）E事業所において同年3月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていないが、私は、転勤しただけで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年3月1日に、同社C事業所からD社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年1月のA社C事業所における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで  
私は、昭和54年6月にA社に入社し、同年12月にグループ会社のB社を退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和54年11月1日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年9月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで  
私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和43年10月31日にA社において被保険者資格を喪失し、B社（現在は、C社）において同年11月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時のA社の役員であり、かつB社の事業主であった者は、「A社とB社は関連会社であった。申立期間においても厚生年金保険料を控除されていたと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も死亡していることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から49年8月まで

私は、昭和45年の春頃、新聞で国民年金の記事を見て、今から国民年金に加入しようと思い、国民年金の集金人であった近所の知人に頼んで国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行ってくれた集金人の実家に私が行き、当時の保険料月額400円ないし500円を2か月ごとに納付していた。保険料を納付すると仮領収書を渡されたことを記憶している。その後、女性の集金人が自宅に集金に来たこともあった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年の春頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から49年9月頃と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人の所持する「昭和49年10月1日発行」の文字が確認できる国民年金手帳によると、申立人の国民年金の「資格取得」は、「昭和49年9月26日(任)」と記載されていることが確認でき、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、同年同月同日であることが確認できる上、当該期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は国民年金の集金人であった近所の知人に頼んで国民年金の加入手続を行い、2か月ごとに国民年金保険料を当該集金人に納付していたとしているところ、i) 申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人制度が昭和37年1月から平成14年10月まで実施されているものの、集金人は国民年金の加入手続業務は行っていなかったことが、市の広報紙及び市の「国民健康保険及び国民年金徴収専務員要綱」により確認できること、ii) 申立人の居住していた市における申立期間当時の保険料の納付サイクルは、年4回3か月ごとであり、申立人が主張する年6回2か月ごとの徴収は申立期間後の昭和50年からであることが市の広報誌等により確認できること、iii) 申立人が当該期間当時居住していた地域の保険料の徴収を行っていたとする集金人は、市から委託されていた期間は、46年から平成8年までであるが、申立人の国民年金の加入手続及び申立人の保険料の徴収は行っていなかったと証言をしていることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、20 歳当時、A 区に居住し大学に通っていたが、住民票は実家のある B 町にあったので、私が 20 歳になった昭和 52 年\*月頃、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が会社に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私は、20 歳の時に帰省した際に父親から私の年金手帳を渡されているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとするその父親は既に他界しており証言を得られない上、当該期間当時、その父親と同居していた申立人の母親及び申立人の兄も申立人の国民年金について関与しておらず、分からないと述べていることから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その父親が昭和 52 年\*月から申立人の国民年金保険料を B 町で納付してくれていたと述べているが、申立人の同年同月に付番されている国民年金手帳記号番号は、同町の国民年金被保険者名簿において、同年 10 月に転出を理由に職権消除されていることが確認できることから、当該手帳記号番号では申立期間の大半の保険料を納付することはできない上、仮に当該手帳記号番号で同年 5 月から 53 年 3 月までの保険料が納付されていた場合には、当該保険料が還付されているはずであるが、昭和 52 年度及び 53 年度の還付整理簿では、申立人の当該手帳記号番号に係る還付記録は確認することができない。

さらに、申立人は、B町において別の国民年金手帳記号番号が付番されているが、同町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の当該手帳記号番号での国民年金被保険者資格取得日は昭和 56 年 4 月 1 日となっており、同資格取得日前に当該被保険者資格を取得した記録が確認できないことから、申立期間は国民年金の加入手続がなされていない期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和 52 年 10 月 1 日の職権消除から 56 年 4 月 1 日の国民年金の被保険者資格の取得までの間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い。

その上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 10 日から 39 年 7 月 1 日まで  
私は、昭和 36 年に A 社に入社し、B 社に入社する直前まで勤務していた。しかし、A 社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 38 年 8 月 10 日となっており、B 社の資格取得日（昭和 39 年 7 月 1 日）までの約 1 年が厚生年金保険の被保険者となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人が A 社に勤務していたことは記憶しているが、申立人の退職時期までは明確に記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について具体的な供述を得ることができない。

また、申立人は、「私は、A 社を退職した直後に、B 社に入社し、同社に入社後 1 年ぐらいしてから、A 社で一緒だった二人の同僚も、B 社に入社してきた。」と述べているところ、当該同僚の A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人の同社での資格喪失日（昭和 38 年 8 月 10 日）の約 1 年後の昭和 39 年 8 月 25 日、同年 9 月 1 日であることが確認できる。

さらに、同僚照会に対し、回答のあった 6 人全員が、A 社における自身の退職時期と厚生年金保険被保険者資格喪失日は一致していると回答している上、当時の給料計算等経理担当者は、「社会保険には採用と同時に加入させ、退職が決まったら喪失届を出しに行っていたので、在職しているのに喪失届を出すようなことはないはずである。」と述べている。

加えて、A 社は既に解散している上、同社の当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月26日から35年9月頃まで  
私は、昭和29年5月から35年9月頃まで、A社で継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、A社は、昭和29年11月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社において、申立人と同様に昭和29年11月26日に資格喪失している同僚の一人は、「事業主から、厚生年金保険から脱退する旨の説明を受け、同意した。脱退後は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、A社の当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。